

建築工事積算要領等資料の一部を次のように改定する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改定前	改定後
<p>第2編 工事費 1・2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p><u>(1)</u> [略]</p> <p>イ [略]</p> <p>ロ 中止期間中の現場維持等の費用は、<u>中止期間中の工事現場の維持・管理に関する計画（基本計画書）</u>に基づき実施された内容について、受注者から増加費用に係る見積りを求め、それを参考に積み上げ計上する。ただし、中止期間中の現場維持等の費用として積み上げる内容に、仮囲い等の仮設、交通誘導警備員等の当初契約の予定価格の作成時に積み上げて算定したものについては、当初契約時の積算の方法により積み上げ計上する。</p> <p>ハ・ニ [略]</p> <p><u>(2)</u> 中止期間中の現場維持等の費用は、中止した工事の内訳書の中に「<u>中止期間中の現場維持等の費用</u>」として原契約の工事費とは別に計上するものとする。ただし、内訳書上では、原契約に係る工事費と増加費用の合計額を工事費とみなすものとする。</p>	<p>第2編 工事費 1・2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p><u>(1)</u> 工事の一時中止に伴う増加費用は、<u>受注者が作成した中止期間中の工事現場の維持・管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）に基づき、当該費用の内容（項目・数量）の必要性を受発注者で協議したうえで算定する。</u></p> <p><u>(2)</u> 工事の一時中止に伴う増加費用の計上は、<u>工事再開以降の設計変更項目とは区別して計上する。</u></p> <p><u>(3)</u> [略]</p> <p>イ [略]</p> <p>ロ 中止期間中の現場維持等の費用は、基本計画書に基づき実施された内容について、受注者から増加費用に係る見積りを求め、それを参考に積み上げ計上する。ただし、中止期間中の現場維持等の費用として積み上げる内容に、仮囲い等の仮設、交通誘導警備員等の当初契約の予定価格の作成時に積み上げて算定したものについては、当初契約時の積算の方法により積み上げ計上する。</p> <p>ハ・ニ [略]</p> <p><u>(4)</u> 中止期間中の現場維持等の費用は、中止した工事の内訳書の中に「<u>工事の一時中止に伴う増加費用</u>」として原契約の工事費とは別に計上するものとする。ただし、内訳書上では、原契約に係る工事費と増加費用の合計額を工事費とみなすものとする。</p> <p><u>(5)</u> <u>増加費用の計上箇所</u> <u>工事の一時中止に伴う増加費用は、工事原価内で計上し、一般管理費等の対象とする。このため、当該費用には一般管理費等を含めない。</u></p>

改定前	改定後
<p>第3編 共通費 第1章 共通事項 1～5 [略]</p> <p><u>6 本来一体とすべき工事を分割した場合の算定</u> 本来一体とすべき同一建築物又は同一敷地内の工事を分割して発注し、新規に発注する工事を現に施工中の工事の受注者と随意契約しようとする場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等は、契約済みのすべての工事と新規に発注する工事を一括して発注したとして算定した額から、契約済みのすべての工事の額を控除した額とする。</p> <p><u>7～11</u> [略]</p> <p>第2章 共通仮設費 1 [略] 2 [略]</p>	<div data-bbox="1160 236 2033 683" data-label="Diagram"> <pre> graph LR A[工事費] --- B[工事価格] A --- C[消費税等相当額] B --- D[工事原価] B --- E[一般管理費等] D --- F[純工事費] D --- G[現場管理費] F --- H[直接工事費] F --- I[共通仮設費] G --- J[工事の一時中止に伴う増加費用] </pre> </div> <p>第3編 共通費 第1章 共通事項 1～5 [略]</p> <p><u>6～10</u> [略]</p> <p>第2章 共通仮設費 1 [略] 2 [略]</p>

改定前	改定後
<p>(1) [略]</p> <p>イ [略]</p> <p>(イ) ~ (ロ)</p> <p>(ハ) [略]</p> <p>①・② [略]</p> <p>③ 既存施設を監理事務所（監督員事務所）として利用できる場合は、利用中の維持管理費及び利用後の現場復旧に要する費用を考慮し低減は行わない。また、条件明示による事務所の規模の違いによる補正は行わない。</p> <p>(二) その他工事を含めて発注する場合 共通費要領2（5）の場合は、一般工事とその他工事の直接工事費の合計額に対応する共通仮設費率により一般工事の共通仮設費を算定する。</p> <p>(ホ) 労務費の比率が著しく少ない工事 共通費要領2（6）の労務費の比率が著しく少ない工事の共通仮設費率は、その率に0.9を乗じる。 なお、労務費の比率が著しく少ない工事とは、直接工事費に占める労務費の割合が概ね10%以下の工事をいう。<u>なお、下表の工事を対象とすることができる。</u></p>	<p>(1) [略]</p> <p>イ [略]</p> <p>(イ) ~ (ロ)</p> <p>(ハ) [略]</p> <p>①・② [略]</p> <p>③ 既存施設を監理事務所（監督員事務所）として利用できる場合は、利用中の維持管理費及び利用後の現場復旧に要する費用を考慮し低減は行わない。また、条件明示による事務所の規模の違いによる補正は行わない。</p> <p><u>(算定方法)</u></p> <p>・一般工事の場合 <u>直接工事費（一般工事）×共通仮設費率×補正（ハ）</u></p> <p>・鉄骨工事の場合 <u>直接工事費（鉄骨工事）×共通仮設費率×（補正（ロ）×補正（ハ））</u></p> <p>(二) その他工事を含めて発注する場合 共通費要領2（5）の場合は、一般工事とその他工事の直接工事費の合計額に対応する共通仮設費率により一般工事の共通仮設費を算定する。<u>また、その他工事の共通仮設費は共通仮設費率を1%として算定する。</u></p> <p>(ホ) 労務費の比率が著しく少ない工事 共通費要領2（6）の労務費の比率が著しく少ない工事の共通仮設費率は、その率に0.9を乗じる。 なお、労務費の比率が著しく少ない工事とは、直接工事費に占める労務費の割合が<u>おおむね</u>10%以下の工事をいう。</p>

改定前	改定後
<p><u>電気設備工事</u></p> <p>・<u>発電機設備工事</u> ・<u>駐車場管制設備工事</u> ・<u>中央監視制御設備工事</u> ・<u>宅配ボックス設備工事</u> ・<u>特別高圧受変電設備工事</u> ・<u>その他これらに類する単独発注工事</u> ・<u>電話交換機設備工事</u></p> <hr/> <p><u>機械設備工事</u></p> <p>・<u>空気調和機器設備工事</u> ・<u>現場組立による受水槽及び高置水槽設備工事</u> ・<u>圧送給水装置設備工事</u> ・<u>その他これらに類する単独発注工事</u></p>	
<p>(へ) リース料の取扱い 仮設庁舎等をリースで発注する場合は、一般工事とリース料の直接工事費の合計額に対応する共通仮設費率により一般工事の共通仮設費を算定する。</p> <p>(ト) [略] ロ [略] (イ)～(ホ) [略] (へ) 機械器具等 ① 新営工事における荷揚用揚重機械器具の費用 <u>機種</u>の選定及び存置日数は、表2-1～表2-5を参考とし、施工条件等により機種を選定する。</p>	<p>(へ) リース料の取扱い 仮設庁舎等をリースで発注する場合は、一般工事とリース料の直接工事費の合計額に対応する共通仮設費率により一般工事の共通仮設費を算定する。 <u>なお、リース料については、共通仮設費を算定しない。</u></p> <p>(ト) [略] ロ [略] (イ)～(ホ) [略] (へ) 機械器具等 ① 新営工事における荷揚用揚重機械器具の費用 <u>規格</u>の選定及び存置日数は、表2-1～表2-5を参考とし、施工条件等により機種を選定する。 <u>(共通事項) 1 揚重機等の設置・移動作業に支障のない敷地を条件としたものである。</u> <u>2 RC造の標準的な階高、スパン及び仕上げの建物として設定したものである。</u> <u>3 $A = \text{建築面積} / 750\text{m}^2$ (計算過程においてAの値を端数処理する場合は、小数点以下第3位を四捨五入し小数点以下第2位とする。)</u> <u>4 N = 階数</u></p>

改定前

改定後

- 5 存置日数の端数処理は、小数点以下第1位を切り上げ整数とする。
- 6 各階の面積が著しく異なる場合は、実状に応じて適切に補正する。
- 7 階数が2階以下で、かつ、建築面積が250㎡未満の場合は、規格を16t以下とし、存置日数は実状に応じて適切に補正する。
- 8 障害物等で揚重作業に支障がある場合は、実状に応じて適切に設定する。

表2-1 地上階の躯体用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数 (N)	適用機種	存置日数	備考
1	16 t	$1.3 \times A + 1$	
2	16 t	$2.1 \times A + 2$	
3	16 t	$2.9 \times A + 3$	
4	20 t	$3.7 \times A + 4$	
5	25 t	$4.5 \times A + 5$	

表2-2 地下階の躯体用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数 (N)	適用機種	存置日数	備考
B 1	25 t	$1.2 \times A + 1$	
B 2	25 t	$2.0 \times A + 2$	
B 3	25 t	$2.8 \times A + 3$	

表2-3 塔屋階の躯体用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数 (N)	適用機種	存置日数			備考
		100㎡未満	300㎡未満	500㎡未満	
P 1	躯体地上階による	3	4	5	1階当たりの面積
P 2	躯体地上階による	6	8	10	

表2-1 地上階の躯体用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数	規格	存置日数	備考
1	25 t	$13.6 \times A + 5.2$	
2	25 t	$18.0 \times A + 10.0$	
3	25 t	$22.4 \times A + 14.8$	
4	25 t	$26.8 \times A + 19.6$	
5	25 t	$31.2 \times A + 24.4$	

表2-2 地下階の躯体用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数	規格	存置日数	備考
B 1	25 t	$9.5 \times A$	

表2-3 塔屋階の躯体用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数	規格	存置日数			備考
		100㎡未満	300㎡未満	500㎡未満	
P 1	25 t	3	4	5	1階当たりの面積

改定前					改定後				
<u>P 3</u>	<u>躯体地上階による</u>	<u>9</u>	<u>1 2</u>	<u>1 5</u>					
表 2-4 地上階の仕上用揚重機械存置日数 (鉄筋コンクリート造)					表 2-4 地上階の仕上用揚重機械存置日数 (鉄筋コンクリート造)				
階数 (N)	<u>適用機種</u>	存置日数	備考		階数 (N)	<u>規格</u>	存置日数	備考	
1	16 t	$4 \times A + 1$			1	16 t	$4 \times A + 1$		
2	16 t	$8 \times A + 2$			2	16 t	$8 \times A + 2$		
3	16 t	$12 \times A + 3$			3	16 t	$12 \times A + 3$		
4	<u>二本構(一本構)リフト</u>	<u>仕上期間</u>	建築面積 1,000 m ² ごとに1台		4	<u>ロングスパン工 用エレベータ 1t未満</u>	<u>$18.5 \times N + 40.5$</u>	建築面積 1,000 m ² ごとに1台	
5	<u>二本構(一本構)リフト</u>	<u>仕上期間</u>	建築面積 1,000 m ² ごとに1台		5	<u>ロングスパン工 用エレベータ 1t未満</u>	<u>$18.5 \times N + 40.5$</u>	建築面積 1,000 m ² ごとに1台	
表 2-5 地下階の仕上用揚重機械存置日数 (鉄筋コンクリート造)					表 2-5 地下階の仕上用揚重機械存置日数 (鉄筋コンクリート造)				
階数 (N)	<u>適用機種</u>	存置日数	備考		階数 (N)	<u>規格</u>	存置日数	備考	
B 1	<u>20 t</u>	<u>$4 \times A + 1$</u>			B 1	<u>16 t</u>	<u>$6.4 \times A$</u>		
<u>B 2</u>	<u>20 t</u>	<u>$8 \times A + 2$</u>							
<u>B 3</u>	<u>20 t</u>	<u>$12 \times A + 3$</u>							
<p>注) (各表共通) 1. <u>A = 建築面積 / 750 m² (計算過程において A の値を端数処理する場合は、小数点以下第三位を四捨五入し小数点以下第二位とする。建築面積は基準階面積とし、500 m²未満の場合は500 m²とする。)</u></p> <p>2. <u>存置日数の端数処理は、小数点以下第一位を切上げ整数とする。</u></p> <p>3. <u>各階の面積が著しく異なる場合は、別途考慮する。</u></p>									
② [略]					② [略]				
(ト) [略]					(ト) [略]				
<p>(2) <u>その他工事を含めて発注する場合</u> <u>その他工事の共通仮設費は共通仮設費率を1%として算定する。</u></p>									

改定前	改定後
<p><u>(3) [略]</u> <u>(4) リース料の取扱い</u> <u>仮設庁舎等をリースで発注する場合のリース料については、共通仮設費を算定しない。</u></p> <p>第3章 現場管理費 1 [略] 2 [略] (1) [略] イ [略] (イ)・(ロ) [略] (ハ) その他工事を含めて発注する場合 共通費要領3 (5) の場合は、一般工事とその他工事の純工事費の合計額に対応する現場管理費率により一般工事の現場管理費を算定する。</p> <p>(ニ) [略] (ホ) リース料の取扱い 仮設庁舎等をリースで発注する場合は、一般工事とリース料の純工事費の合計額に対応する現場管理費率により一般工事の現場管理費を算定する。</p> <p>ロ [略] <u>(2) その他工事を含めて発注する場合</u> <u>その他工事の現場管理費は現場管理費率を2%として算定する。</u> <u>(3) [略]</u></p>	<p><u>(2) [略]</u></p> <p>第3章 現場管理費 1 [略] 2 [略] (1) [略] イ [略] (イ)・(ロ) [略] (ハ) その他工事を含めて発注する場合 共通費要領3 (5) の場合は、一般工事とその他工事の純工事費の合計額に対応する現場管理費率により一般工事の現場管理費を算定する。 <u>また、その他工事の現場管理費は現場管理費率を2%として算定する。</u></p> <p>(ニ) [略] (ホ) リース料の取扱い 仮設庁舎等をリースで発注する場合は、一般工事とリース料の純工事費の合計額に対応する現場管理費率により一般工事の現場管理費を算定する。 <u>なお、リース料については、現場管理費を算定しない。</u></p> <p>ロ [略] <u>(2) [略]</u></p>

改定前	改定後																				
<p><u>(4) リース料の取扱い</u> <u>仮設庁舎等をリースで発注する場合のリース料については、現場管理費を算定しない。</u></p> <p><u>(5) [略]</u></p> <p>第4編 単価、価格等 第1章 共通事項 1～5 [略]</p> <p><u>6 市場単価等の補正</u> <u>本来事業者が負担すべき法定福利費相当額を適切に反映するため、市場単価の補正を新営の場合、改修の場合共におこなう。なお市場単価の補正方法は以下による。</u> <u>また、表A-1、表E-1及び表M-1の改修補正率には 第4編第1章9(3)ロ基準補正単価における、市場単価及び補正市場単価の補正率が含まれているので補正率及び以下の式により基準補正単価を算定する。</u> <u>物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合においても以下の表の補正率及び以下の式により基準補正単価を算出する。</u> <u>市場単価等への法定福利費の反映状況に応じ、補正率を見直す場合がある。</u> <u>【新営の市場単価等の場合】</u> <u>基準単価 × 新営補正率 = 新営の基準補正単価</u> <u>【改修の市場単価等の場合】</u> <u>基準単価 × 改修補正率 = 改修の基準補正単価</u></p> <p>表A-1 基準補正単価の補正率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>摘 要</th> <th>新営補正率</th> <th>改修補正率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>仮設工事</u></td> <td></td> <td><u>1.01</u></td> <td><u>1.01</u></td> </tr> <tr> <td><u>土工事</u></td> <td></td> <td><u>1.01</u></td> <td><u>1.01</u></td> </tr> <tr> <td><u>地業工事</u></td> <td></td> <td><u>1.01</u></td> <td><u>1.01</u></td> </tr> <tr> <td><u>鉄筋工事</u></td> <td></td> <td><u>1.01</u></td> <td><u>1.01</u></td> </tr> </tbody> </table>	工種	摘 要	新営補正率	改修補正率	<u>仮設工事</u>		<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	<u>土工事</u>		<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	<u>地業工事</u>		<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	<u>鉄筋工事</u>		<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	<p><u>(3) [略]</u></p> <p>第4編 単価、価格等 第1章 共通事項 1～5 [略]</p>
工種	摘 要	新営補正率	改修補正率																		
<u>仮設工事</u>		<u>1.01</u>	<u>1.01</u>																		
<u>土工事</u>		<u>1.01</u>	<u>1.01</u>																		
<u>地業工事</u>		<u>1.01</u>	<u>1.01</u>																		
<u>鉄筋工事</u>		<u>1.01</u>	<u>1.01</u>																		

改定前				改定後			
<u>コンクリート工事</u>		<u>1.01</u>	<u>1.01</u>				
<u>型枠工事</u>		<u>1.01</u>	<u>1.01</u>				
<u>鉄骨工事</u>		<u>1.01</u>	<u>1.01</u>				
<u>既製コンクリート</u>		<u>1.01</u>	<u>1.09</u>				
<u>防水工事</u>		<u>1.01</u>	<u>1.07</u>				
<u>防水工事（シーリング）</u>		<u>1.01</u>	<u>1.13</u>				
<u>石工事</u>		<u>1.01</u>	<u>1.08</u>				
<u>タイル工事</u>		<u>1.01</u>	<u>1.11</u>				
<u>木工事</u>		<u>1.01</u>	<u>1.08</u>				
<u>屋根及びとい</u>		<u>1.01</u>	<u>1.08</u>				
<u>金属工事</u>		<u>1.01</u>	<u>1.08</u>				
<u>左官工事</u>		<u>1.01</u>	<u>1.14</u>				
<u>建具（ガラス）</u>		<u>1.01</u>	<u>1.09</u>				
<u>建具（シーリング）</u>		<u>1.01</u>	<u>1.15</u>				
<u>塗装工事</u>		<u>1.01</u>	<u>1.14</u>				
<u>内外装工事</u>		<u>1.01</u>	<u>1.12</u>				
<u>内外装工事(ビニル系床材)</u>		<u>1.01</u>	<u>1.08</u>				
<u>ユニットその他</u>		<u>1.01</u>	<u>1.05</u>				
<u>排水工事</u>		<u>1.01</u>	<u>1.01</u>				
<u>舗装工事</u>		<u>1.01</u>	<u>1.01</u>				
<u>植栽及び屋上緑化</u>		<u>1.01</u>	<u>1.01</u>				
表E-1 基準補正単価の補正率							
<u>工 種</u>	<u>摘 要</u>	<u>新営補正率</u>	<u>改修補正率</u>				
<u>配 管 工 事</u>	<u>電線管、2種金属線び及び同ボックス</u>	<u>1.01</u>	<u>1.18</u>				
	<u>ケーブルラック</u>	<u>1.01</u>	<u>1.14</u>				
	<u>位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング</u>	<u>1.01</u>	<u>1.17</u>				
	<u>プルボックス</u>	<u>1.01</u>	<u>1.12</u>				
	<u>プルボックス用接地端</u>	<u>1.00</u>	<u>1.00</u>				

改定前				改定後			
	子						
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用（壁・ 床）	1.01	1.13				
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.05				
配線工事	600V 絶縁電線及 び600V 絶縁ケーブル	1.01	1.16				
電動機その他接続材工事	金属製可とう電線 管	1.01	1.14				
接地極工事	銅板式、銅覆鋼 棒、接地極埋設票 （金属製）	1.01	1.01				
表M-1 基準補正単価の補正率							
	工種	摘要	新営補正率	改修補正率			
	保温工事	配管用	1.01	1.14			
	保温工事	ダクト用及び消音 内貼	1.01	1.14			
	ダクト工事	低圧ダクト、排煙ダク ト及び低圧チャンパー類	1.01	1.14			
	ダクト付属品	既製品ボックス、制気 口、ダンパー等の取付 手間のみ	1.01	1.20			
	衛生器具	取付手間のみ	1.01	1.20			
7・8 [略]				6・7 [略]			
9 [略]				8 [略]			
(1)・(2) [略]				(1)・(2) [略]			
(3) 改修工事の積算に用いる単価の適用				(3) 改修工事の積算に用いる単価の適用			
全館無人改修の場合は基準単価とし、執務並行改修の場合は表A-2、 表E-2及び表M-2により、基準単価を標準とし、基準補正単価とする ことができる。				全館無人改修の場合は基準単価を用いることとし、執務並行改修の場合 は表A-1、表E-1及び表M-1により、基準単価又は基準補正単価を 用いることができる。			
なお、基準単価及び基準補正単価は次による。				なお、基準単価及び基準補正単価は次による。(表4)			

改定前	改定後												
<p>イ [略]</p> <p>ロ 基準補正単価</p> <p>(イ) 建築工事については、標準歩掛りによる複合単価は労務の所要量の15%増しを標準とする。また、市場単価及び補正市場単価においては、<u>6 市場単価の補正</u>の表A-1による補正率を標準として算定する。</p> <p>(ロ) 電気設備工事については、標準歩掛りによる複合単価は労務の所要量の20%増しを標準とする。また、市場単価及び補正市場単価においては、<u>6 市場単価の補正</u>の表E-1による補正率を標準として算定する。</p> <p>(ハ) 機械設備工事については、標準歩掛りによる複合単価は労務の所要量の20%増しを標準とする。また、市場単価及び補正市場単価においては、<u>6 市場単価の補正</u>の表M-1による補正率を標準として算定する。</p> <p>(二) [略]</p>	<p>イ [略]</p> <p>ロ 基準補正単価</p> <p>(イ) 建築工事については、標準歩掛りによる複合単価は労務の所要量の15%増しを標準とする。また、市場単価及び補正市場単価においては、表A-1による<u>改修</u>補正率を標準として算定する。</p> <p>(ロ) 電気設備工事については、標準歩掛りによる複合単価は労務の所要量の20%増しを標準とする。また、市場単価及び補正市場単価においては、表E-1による<u>改修</u>補正率を標準として算定する。</p> <p>(ハ) 機械設備工事については、標準歩掛りによる複合単価は労務の所要量の20%増しを標準とする。また、市場単価及び補正市場単価においては、表M-1による<u>改修</u>補正率を標準として算定する。</p> <p>(二) [略]</p> <p>表4 改修工事の積算に用いる単価の適用</p> <table border="1" data-bbox="1160 847 2051 1337"> <thead> <tr> <th>執務状態の区分</th> <th>単価の適用</th> <th>使用する単価及び補正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全館無人改修</td> <td>基準単価</td> <td>複合単価、市場単価、補正市場単価をそのまま用いる。</td> </tr> <tr> <td>執務並行改修※</td> <td>基準単価</td> <td>複合単価、市場単価、補正市場単価をそのまま用いる。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>基準補正単価</td> <td>複合単価の労務の所要量15%又は20%増し ・建築工事 $\frac{\text{労務の所要量} \times 1.15 \text{ (15\%増し)}}{\text{市場単価} \times \text{改修補正率 (表 A-1、表 E-1、表 M-1)}}$ ・電気設備工事及び機械設備工事 $\frac{\text{労務の所要量} \times 1.20 \text{ (20\%増し)}}{\text{補正市場単価} \times \text{改修補正率 (表 A-1、表 E-1、表 M-1)}}$</td> </tr> </tbody> </table> <p>※執務並行改修における単価の適用は、表A-1、表E-1及び表M-1の工種ごとの「用いる単価」により、基準単価及び基準補正単価を用いる。</p>	執務状態の区分	単価の適用	使用する単価及び補正	全館無人改修	基準単価	複合単価、市場単価、補正市場単価をそのまま用いる。	執務並行改修※	基準単価	複合単価、市場単価、補正市場単価をそのまま用いる。		基準補正単価	複合単価の労務の所要量15%又は20%増し ・建築工事 $\frac{\text{労務の所要量} \times 1.15 \text{ (15\%増し)}}{\text{市場単価} \times \text{改修補正率 (表 A-1、表 E-1、表 M-1)}}$ ・電気設備工事及び機械設備工事 $\frac{\text{労務の所要量} \times 1.20 \text{ (20\%増し)}}{\text{補正市場単価} \times \text{改修補正率 (表 A-1、表 E-1、表 M-1)}}$
執務状態の区分	単価の適用	使用する単価及び補正											
全館無人改修	基準単価	複合単価、市場単価、補正市場単価をそのまま用いる。											
執務並行改修※	基準単価	複合単価、市場単価、補正市場単価をそのまま用いる。											
	基準補正単価	複合単価の労務の所要量15%又は20%増し ・建築工事 $\frac{\text{労務の所要量} \times 1.15 \text{ (15\%増し)}}{\text{市場単価} \times \text{改修補正率 (表 A-1、表 E-1、表 M-1)}}$ ・電気設備工事及び機械設備工事 $\frac{\text{労務の所要量} \times 1.20 \text{ (20\%増し)}}{\text{補正市場単価} \times \text{改修補正率 (表 A-1、表 E-1、表 M-1)}}$											

改定前			改定後				
表A-2 執務並行改修の場合の単価適用区分			表A-1 執務並行改修の場合の工種ごとの単価適用区分				
工 種	執務並行改修※	備 考	用いる単価	基準補正単価の算定方法		備 考	
				複合単価 労務の所 要量補正	市場単価及び補正市場 単価改修補正率		
仮設	-		基準単価	-	-	-	
土工	-		基準単価	-	-	-	
地業	-		基準単価	-	-	-	
鉄筋	-		基準単価	-	-	-	
コンクリート	-		基準単価	-	-	-	
型枠	-		基準単価	-	-	-	
鉄骨	-		基準単価	-	-	-	
既製コンクリート	○		基準補正単価	1.15	-	-	
防水	○		基準補正単価	1.15	防水 防水(シーリング)	1.07 1.13	
石	○		基準補正単価	1.15	-	-	
タイル	○		基準補正単価	1.15	-	-	
木工	○		基準補正単価	1.15	-	-	
屋根及びとい	○		基準補正単価	1.15	-	-	
金属	○		基準補正単価	1.15	金属	1.08	
左官 (仕上塗材仕上)	-		基準単価	-	-	-	
左官 (仕上塗材仕上以外)	○		基準補正単価	1.15	左官 (仕上塗材仕上以外)	1.14	

改定前			改定後					
建具	○		建具	<u>基準補正単価</u>	<u>1.15</u>	建具(ガラス)	<u>1.09</u>	
						建具(シーリング)	<u>1.14</u>	
塗装(改修標仕仕様)	○		塗装(改修標仕仕様)	<u>基準補正単価</u>	<u>1.15</u>	塗装(改修標仕仕様)	<u>1.14</u>	
						内外装	<u>1.11</u>	
内外装	○		内外装	<u>基準補正単価</u>	<u>1.15</u>	内外装(ビニル床材)	<u>1.08</u>	
仕上げユニット	○		仕上げユニット	<u>基準補正単価</u>	<u>1.15</u>	—	—	
排水	—		排水	<u>基準単価</u>	—	—	—	
構内舗装	—		構内舗装	<u>基準単価</u>	—	—	—	
植栽	—		植栽	<u>基準単価</u>	—	—	—	
仮設(改修)	—		仮設(改修)	<u>基準単価</u>	—	—	—	
撤去	—		撤去	<u>基準単価</u>	—	—	—	
外壁改修	—		外壁改修	<u>基準単価</u>	—	—	—	
とりこわし	—		とりこわし	<u>基準単価</u>	—	—	—	

※ — : 基準単価、○ : 基準補正単価

表E-2 執務並行改修の場合の単価適用区分

工種	執務並行改修※	備考
配管工事	○	

表E-1 執務並行改修の場合の工種ごとの単価適用区分

工種	用いる単価	基準補正単価の算定方法		備考
		複合単価 労務の所 要量補正	市場単価及び補正市場単価改修 補正率	
配管工事	<u>基準補正単価</u>	<u>1.20</u>	電線管、2種金属線び及び同径ボックス	<u>1.18</u>
			ケーブルラック	<u>1.14</u>
			位置ボックス及び位置ボックス用ダクト	<u>1.17</u>
			プルボックス	<u>1.12</u>
			プルボックス用接地端子	<u>1.00</u>

改定前			改定後					
						防火区画貫通処理 ケブル用 (壁・床)	1.13	
						防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.05	
						(電動機その他接続工事) 金属製引込電線管	1.14	
配線工事	○		配線工事	基準補正単価	1.20	600V 絶縁電線及び600V 絶縁ケーブル	1.16	
接地工事 (屋内)	○		接地工事 (屋内)	基準補正単価	1.20	—	—	
接地工事 (屋外)	—		接地工事 (屋外)	基準単価	—	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、接地極埋設 (金属製)	—	
塗装工事	○		塗装工事	基準補正単価	1.20	—	—	
機器搬入	○		機器搬入	基準補正単価	1.20	—	—	
電灯設備	○		電灯設備	基準補正単価	1.20	—	—	
動力設備	○		動力設備	基準補正単価	1.20	—	—	
雷保護設備	○		雷保護設備	基準補正単価	1.20	—	—	
受変電設備	○		受変電設備	基準補正単価	1.20	—	—	
電力貯蔵設備	○		電力貯蔵設備	基準補正単価	1.20	—	—	
架空線路	—		架空線路	基準単価	—	—	—	
地中線路	—		地中線路	基準単価	—	—	—	
構内交換設備	○		構内交換設備	基準補正単価	1.20	—	—	
情報表示・拡声設備	○		情報表示・拡声設備	基準補正単価	1.20	—	—	
誘導支援設備	○		誘導支援設備	基準補正単価	1.20	—	—	
テレビ共同受信設備	○		テレビ共同受信設備	基準補正単価	1.20	—	—	
監視カメラ設備	○		監視カメラ設備	基準補正単価	1.20	—	—	
火災報知設備	○		火災報知設備	基準補正単価	1.20	—	—	
撤去 (再使用しない)	—		撤去 (再使用しない)	基準単価	—	—	—	

改定前			改定後					
撤去（再使用する）	—		撤去（再使用する）	<u>基準単価</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	
再取付け	○		再取付け	<u>基準補正単価</u>	<u>1.20</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	
機器搬出	○		機器搬出	<u>基準補正単価</u>	<u>1.20</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	
はつり工事	○		はつり工事	<u>基準補正単価</u>	<u>1.20</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	
注）屋外、共同溝等においては原則として基準補正単価を適用しない。 ※ —：基準単価、○：基準補正単価			注）屋外、共同溝等においては原則として基準補正単価を適用しない。					
表M-2 執務並行改修の場合の単価適用区分			表M-1 執務並行改修の場合の工種ごとの単価適用区分					
工 種	執務並行改修※	備 考	工 種	<u>用いる単価</u>	<u>基準補正単価の算定方法</u>			備考
					<u>複合単価 労務の所 要量補正</u>	<u>市場単価及び補正市場単 価改修補正率</u>		
d								
配管工事（屋内一般、機械室・便所）	○	屋上施工含む	配管工事（屋内一般、機械室・便所）	<u>基準補正単価</u>	<u>1.20</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	屋上及び外構 施工含む
配管工事（屋外・共同溝）	—		配管工事（屋外・共同溝）	<u>基準単価</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	
配管工事（地中）	—		配管工事（地中）	<u>基準単価</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	
配管付属品	○		配管付属品	<u>基準補正単価</u>	<u>1.20</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	
保温工事	○		保温工事	<u>基準補正単価</u>	<u>1.20</u>	<u>配管、ダクト用及び管端</u>	<u>1.14</u>	
塗装及び防錆工事	○		塗装及び防錆工事	<u>基準補正単価</u>	<u>1.20</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	
機器搬入	○		機器搬入	<u>基準補正単価</u>	<u>1.20</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	
総合調整	○		総合調整	<u>基準補正単価</u>	<u>1.20</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	
土工事	—		土工事	<u>基準単価</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	
コンクリート工事	○	屋内基礎等	コンクリート工事	<u>基準補正単価</u>	<u>1.20</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	屋内基礎等

改定前			改定後					
機器類の据付	○		機器類の据付	<u>基準補正単価</u>	<u>1.20</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	
ダクト設備	○		ダクト設備	<u>基準補正単価</u>	<u>1.20</u>	<u>仮設、掃き及び吸排気類</u>	<u>1.14</u>	
ダクト付属品	○		ダクト付属品	<u>基準補正単価</u>	<u>1.20</u>	<u>既製品ボックス、制気口、</u> <u>ダクト等の取付手間のみ</u>	<u>1.20</u>	歩掛りによる場合
自動制御設備	○	歩掛りによる場合	自動制御設備	<u>基準補正単価</u>	<u>1.20</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	
衛生器具設備（ユニットを除く）	○		衛生器具設備（ユニットを除く）	<u>基準補正単価</u>	<u>1.20</u>	<u>取付手間のみ</u>	<u>1.20</u>	
枘類	—		枘類	<u>基準単価</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	
消火設備（特殊消火を除く）	○	歩掛りによる場合	消火設備（特殊消火を除く）	<u>基準補正単価</u>	<u>1.20</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	歩掛りによる場合
配管分岐・切断	○		配管分岐・切断	<u>基準補正単価</u>	<u>1.20</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	
機器搬出	○		機器搬出	<u>基準補正単価</u>	<u>1.20</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	
はつり工事	○		はつり工事	<u>基準補正単価</u>	<u>1.20</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	
ダクト端部閉塞	○		ダクト端部閉塞	<u>基準補正単価</u>	<u>1.20</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	
インバート改修	—		インバート改修	<u>基準単価</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	
撤去（再使用する）	—		撤去（再使用する）	<u>基準単価</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	
撤去（再使用しない）	—		撤去（再使用しない）	<u>基準単価</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	
再取付け	○		再取付け	<u>基準補正単価</u>	<u>1.20</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	
注）屋外、共同溝等においては原則として基準補正単価を適用しない。 ※ <u>—</u> ：基準単価、 <u>○</u> ：基準補正単価			注）屋外、共同溝等においては原則として基準補正単価を適用しない。					
(4)	[略]		(4)	[略]				
10	[略]		10	[略]				
11	時間外 <u>及び</u> 深夜の労働についての労務単価		11	時間外、 <u>深夜</u> <u>及び</u> <u>休日</u> の労働についての労務単価				

改定前	改定後
<p>(1) 公共工事設計労務単価（以下「労務単価」という。）は、所定労働時間内8時間当たりの単価であり、時間外<u>及び</u>深夜の労働についての割増賃金は含まれない。</p> <p>(2) [略]</p> <p>12・13 [略]</p>	<p>(1) 公共工事設計労務単価（以下「労務単価」という。）は、所定労働時間内8時間当たりの単価であり、時間外、<u>深夜及び休日</u>の労働についての割増賃金は含まれない。</p> <p>(2) [略]</p> <p><u>(3) 休日の労働は、緊急時等、やむを得ず法定休日に作業を行い、割増賃金を見込む必要が設計図書に明示された場合に、労務費を下記により算定する。</u></p> <p><u>なお、法定休日とは、使用者の定める週一回以上、もしくは4週間のうちに4日以上の日とする。(労働基準法 第35条)</u></p> <p><u>労務費（総額）＝労務単価×K×割増すべき時間数</u></p> <p><u>なお、K（割増賃金係数）の取扱いは（2）による。</u></p> <p><u>また、市場単価の細目工種において、休日の労働について割増賃金を見込む必要がある場合は、割増賃金に相当する割増し率を算定し市場単価を補正する。ただし、緊急時等、やむを得ない場合に該当しない法定休日に作業を行い、別の日を振替休日とした場合は適用しない。</u></p> <p>12・13 [略]</p>

附 則

この要領等資料は、令和2年5月1日から施行する。